

評価基準

- 1 提出された企画提案書等を本基準に基づいて評価し、各評価者の採点の合計点が最も高い者を受注候補者とする。
- 2 評価点の満点は 600 点とする。（評価者 1 人あたりの点数 100 点×評価者 6 人）
- 3 評価点の算出における評価項目は、別表のとおりとする。
- 4 非価格要素に関する技術評価点（満点 85 点）と価格要素に関する価格評価点（満点 15 点）を加算して得られる合計点を総合評価点とする。
- 5 技術評価点の算出方法

技術評価点については、各評価項目について 5 段階で評価を行い、下表に基づき評価点を算出する。

評価	評価基準	評価点
A	特に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.8
C	ふつう	配点×0.6
D	やや劣る	配点×0.4
E	劣る	配点×0.2

- 6 価格評価点の算出方法

価格評価点については、提案見積額を以下により得点化する。

- （1）本業務における提案見積額が契約上限金額以下の者のうち、最低の者に満点である 5 点を価格評価点として付与する。
- （2）次期システム更新及び長期利用等に係る経費総額の提案見積額が最低の者に満点である 10 点を価格評価点として付与する。
- （3）上記以外の参加者の得点は、下記の式のとおり最低価格との比率をもって評価を行い、評価点を算出する。

$\text{配点} \times \text{最低価格} \div \text{当該参加者の価格（小数点以下第 1 位を切り捨て）}$
--

- 7 各評価者の採点の合計点 360 点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者の中から受注候補者を特定する。
- 8 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - （1）評価項目「提案見積額」の審査点が高い者を上位とする。
 - （2）前号も同点の場合は、評価項目「機能要件達成度」の審査点が高い者を上位とする。
- 9 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

別表

No.	評価項目	評価の視点
1	システムの具体的な提案	・仕様書の「更新に関する基本的要件」を満たしているか。 医療情報国際標準規格（HL7 FHIR）対応、高速なレスポンスを担保できるシステム提供、ペーパーレス対応、法改正や診療報酬改定等で発生する新たな施策への対応など
		・電子カルテや連携の必要な各種システムとの連携は確実か。
		・将来的なシステム拡張や医療機器等の連携が考慮されているか。
2	機能要件達成度	・要求仕様書兼回答書に記載の「要求仕様書兼回答書 採点方法」に基づき得点化する。
3	受注業務実績	・当院と同等規模以上の病院において十分な業務実績を有するか。
		・継続して安定的な経営を行っているか。また将来に渡り事業を遂行できる法人であるか。（財務諸表による審査も含む）
4	実施体制及び業務工程	・業務実施工程が妥当であり、確実な業務の遂行が見込まれるか。
		・プロジェクトチームの編成のほか、適切な業務管理及び運営体制になっているか。
		・運用開始前後の支援体制が具体的に示されているか。
		・業務の実施において、診療への影響を考慮した提案内容となっているか。
5	更新作業に係る発注者職員の負担軽減に関する提案	・システム更新に係る各種作業に関して、発注者職員の負担を軽減することができるか。
6	既存システムから新システムへのデータ移行の提案	・更新後システムの稼働後に、診療に支障をきたすことのないよう、患者データや診療録、オーダーのデータ移行の考慮がされているか。
7	業務の効率化の提案	・独自の提案や特筆すべき事項があるか。
		・現在の業務運用の問題点を確認し、システム更新のタイミングで業務運用の見直しを実施し、業務の効率化を図ることができるか。
		・これまでの実績から当院の運用に適したシステム構築が提案されているか。
8	情報セキュリティ及びBCP（事業継続計画）対策の提案	・日常保守管理及びシステム障害時における緊急対応の体制、サイバー攻撃（ランサムウェア等）への対策や、大規模災害時等の危機管理体制が十分であるか。
9	保守サポートに関する提案	・日常保守管理及びシステム障害時における緊急対応の体制、大規模災害時等の危機管理体制が十分であるか。
		・保守、アフターサービスその他当院にとって有益な事項があるか。
10	提案見積額	・「6 価格評価点の算出方法」に基づき得点化する。
		・本業務の見積額は予定価格を超過していないか。
		・更新後 10 年間運用するための保守、利用料金、システム更新等に係るランニングコストについて、業務内容を勘案し適切に積算してあるか。